

第2回 枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会

日時：平成27年10月23日（金）
場所：京田辺市特別応接室

次第

案件

1. 事業実施主体について
2. 費用負担について
3. 今後の取り組みについて

第2回可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会協議事項

○ 後継施設の整備の事業実施主体の設置に関すること

【事業実施主体について】

可燃ごみ広域処理施設に係る事業実施主体については、枚方市・京田辺市がごみ処理に係る費用や事務の応分負担など、負担の公平性の確保を図りながら、施設の共同建設並びに運営を行える方式として、地方自治法の規定に基づく『一部事務組合』を設立する。

○ その他可燃ごみの広域処理に係る必要な事項に関すること

【費用負担について】

費用負担割合については、次の表を基本とします。

費用の区分	負担区分毎の割合
施設整備に係る計画に関する費用及び建設に関する費用	均等割 10% ごみ量割 90%
施設稼働後の施設運営管理に関する費用	ごみ量割

*均等割とは、均等按分をいい、ごみ量割とは、ごみ量による比率按分をいう。

広域連携の仕組みと運用について

出典：総務省資料

共同処理制度

制度の概要

運用状況(H26.7.1現在)

連携協約

地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。

※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

○設置件数: 210件
○主な事務: 消防38件(18. 1%)、広域行政計画等29件(13. 8%)、視聴覚教育22件(10. 5%)、

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

○設置件数: 416件
○主な事務: 介護区分認定審査129件(31. 0%)、公平委員会115件(27. 6%)、障害区分認定審査105件(25. 2%)

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

○委託件数: 5, 979件
○主な事務: 住民票の写し等の交付1, 341件(22. 4%)、公平委員会1, 143件(19. 1%)、競艇856件(14. 3%)

事務の代替執行

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。

※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

○設置件数: 1, 515件
○主な事務: ごみ処理399件(26. 3%)、し尿処理349件(23. 0%)、消防276件(18. 2%)、救急275件(18. 2%)

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

○設置件数: 115件
○主な事務: 後期高齢者医療51件(44. 4%)、介護区分認定審査45件(39. 1%)、障害区分認定審査30件(26. 1%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

法人の設立を要しない簡便な仕組み

別法人の設立を要する仕組み